

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和8年度第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	令和8年6月29日(月) 午後2時15分～午後3時50分
開 催 場 所	さくらホール会議室1・2
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：北川座長、小川副座長、中西委員、高橋委員、三河委員、中藤委員、吉澤委員、吉野委員、須田委員、酒井委員、地久間委員 欠席者：藤江委員 事務局：健康福祉部長、福祉総務課長、福祉総務課係長（福祉総務係）、福祉総務課係長（市民なやみごと相談係）、福祉総務課主任（福祉総務係）、コンサル
議 題	(1) 副座長の互選について (2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について (3) 計画の根拠法令と位置付けについて (4) スケジュール案について (5) 地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告について (6) 第六次地域福祉計画骨子案について (7) 第六次地域福祉計画の素案（第1章～第3章）について (8) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 本懇談会における副座長は、民生・児童委員協議会会長の小川委員とする。 (2) 今回の指摘事項を再度事務局で検討・修正し、次回報告する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○＝委員、●＝事務局)	※ 議事進行前に、事務局から配付資料の確認がおこなわれた。 (1) 副座長の互選について 【主な意見等】 ○ こちらについては、民生・児童委員協議会会長の小川委員にお願いしたいと思うがいかがか。 ○ 異議なし (2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について 【説明要旨】（参考「資料3 武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」「資料4 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」「資料5 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議の公開に関する運営要領」） ● 資料3「武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」及び資料4「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」を開いていただきたい。 この2つの指針に基づき、本日、資料5「武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領」（案）を承認いただきたいと思う。 資料5を大まかに説明させていただく。 まず、第2条をご覧ください。会議は、非公開情報を除き、公開となる。当懇談会では、個人情報などの非公開情報を取り扱う予定はないので、原則として、会議を公開させていただきたいと考

えている。

次に、第5条をご覧いただきたい。傍聴者がいる場合には、座長の許可のもと、傍聴をしていただくこととなるが、本日の懇談会の傍聴者はいないので、このまま会議を進めてさせていただく。

事務局からの説明は以上である。

【主な意見等】

委員からの意見なし。

(3) 計画の根拠法令と位置付けについて

【説明要旨】（参考「資料6 第六次地域福祉計画の策定について」）

- 第六次地域福祉計画は、第五次地域福祉計画が、令和8年度をもって計画期間が終了となるため、次期計画として策定する。

地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき策定するものであり、再犯防止推進計画及び成年後見利用促進基本計画についても、現行計画と同様の位置づけにより策定を行う。さらに、重層的支援体制整備事業実施計画は、新たに追加する計画となる。

また、地域福祉計画は、各福祉分野の計画を包括した福祉の上位計画として位置づけられている。

計画の期間は、令和9年度から令和14年度までの6カ年としている。説明は以上である。

【主な意見等】

- 以前は地域福祉計画の法的位置付けは明確ではなかったが、法改正により福祉分野の上位計画として位置付けられた。また、再犯防止推進計画や成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画などと一体的に策定・推進することとなっている。一方、地域福祉計画は個別計画に対して指示や意見を行うものではなく、各分野を横断的につなぐ役割を担う計画として捉えていただきたい。

(4) スケジュール案について

【説明要旨】（参考「資料7 武蔵村山市第六次地域福祉計画の策定に向けたスケジュール」）

- 地域福祉計画の策定に当たっては、有識者及び市民で構成される「策定懇談会」と市職員で構成される「策定委員会」が、両輪となって策定作業を進めていく。6月、8月、10月、11月に策定懇談会及び策定委員会をそれぞれ開催する予定である。11月の会議にて素案を決定し、調整会議に諮らせていただく。この調整会議は市の内部で構成されるものである。その後、12月にパブリックコメント・市民説明会を行い、1月に策定委員会を開催し、パブコメの報告及び計画の決定をさせていただく予定である。2月に議会説明を行い、その後庁議を経て、3月にこの計画の策定という形で考えている。

簡単だが、説明は以上となる。

【主な意見等】

- 今後の会議日程は決まっているのか。
- 次回は8月28日に開催を予定している。開催通知については、改めて送付する。10月及び11月の日程については、座長の日程も踏まえて調整し、改めてお知らせしたい。

(5) 地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告について

【説明要旨】（参考「資料8 地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告（概要）」「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書」）

- 資料8に基づき、事務局説明。

【主な意見等】

- 4ページ「地域福祉活動について」で、活動頻度が「月1～2回」と「週3回」の団体に二極化しているとのことだが、活動内容にどのような違いがあるのか。「週3回」は活動頻度が高いが、どのような団体なのか。
- 詳細については確認し、次回以降回答する。地域にはさまざまな団体があり、毎日活動している団体もあれば大きな取組がある際に活動する団体もある。
- 地域性が影響しているということか。
- その点も含めて確認する。
- 1ページ「近所付き合いについて」に関して、「あいさつ」「立ち話」といった緩やかなつながりが進んでいると分析しているが、「あいさつ」をつながりと捉えてよいのか。近所付き合いがあれば、「あいさつ」だけでなく「立ち話」もするのではないか。近所であれば、つながりがなくても「あいさつ」は交わすものではないか。
- ご指摘のように、「あいさつ」と「立ち話」には違いがあると考えている。しかし、近所付き合いが希薄になっている現在では、「あいさつ」さえ交わさないケースも少なくないと認識している。そのため、「緩やかなつながり」という表現としており、アンケート結果についても現状を示すものと受け止めている。
- 地域で活動する中で、社会的に孤立し、交流の機会がない人が多いと感じている。そのような状況では、「あいさつ」や「立ち話」があるだけでも大きな意味がある。実際には、隣に誰が住んでいるか分からず、高齢者の一人暮らしや要支援者が近隣に住んでいることも把握されていない場合がある。
- 「あいさつ」や「立ち話」をしたいと思っても、不審者と思われることがあり、声を掛けること自体が難しくなっている。虐待が疑われる場合などは、あえて声を掛けることもあるが、個人情報保護の観点もあり、どこまで関わるべきか難しさを感じている。
- いただいたご意見のように、数値の捉え方によって異なる方向性の解釈が生じることが分かった。数値だけで結論を導くのではなく、多面的な視点から分析することが重要である。
- 3ページ「再犯防止について」に関して、「犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと思う（どちらかといえばを含む）」人の割合が低下し、「関心がない」と回答した人の割合が上昇している。一方で、市内では犯罪件数が増加傾向にある。保護司の定数は28人であるが、現在は23人であり、そのうち1人は市長であるため、実際に活動しているのは22人である。一人当たりの担当件数も増えており、さらに保護司が事件に巻き込まれた事例の影響もあって、全国的に担い手不足が課題となっている。
- 2ページ「災害対策について」では、「避難行動要支援者支援制度」や「個別避難計画」を知らない人が多いという結果となっており、情報発信や周知は十分とは言えず、改善が必要である。
- 個人情報保護などの課題は、多くの関係者が共通して直面している問題である。計画を策定するだけでなく、実際にどのように実行

していくかを考えることが重要である。計画策定には期限があるため、それまでに一定の形にしなければならない一方、この計画は次の計画にもつながっていくものであることから、このような場で議論を深めていくことは非常に重要である。

(6) 第六次地域福祉計画骨子案について

【説明要旨】（参考「資料9 第六次地域福祉計画の骨子案」）

- 大きく変更となった箇所として第2章の第3節に新たに「第五次地域福祉計画の成果指標の評価結果」を追加している。重層的支援体制整備事業実施計画を新たに掲載する方向で整理しながら進めていく予定である。また、現行計画にて「自殺対策計画」を掲載していたが、健やかプランに包含して策定予定のため、第六次地域福祉計画では削除の予定で進めている。説明は以上である。

【主な意見等】

- 第2章第3節に新たに「第五次地域福祉計画の成果指標の評価結果」を追加するとのことだが、成果指標はどこに掲載されているのか。
- 成果指標は現行の地域福祉計画に掲載している。次回の懇談会では、現行計画の成果指標を資料として示したいと考えている。
- 数値目標を設定していたということか。
- 現行計画では、第4章に各事業の目標を掲載している。現行計画は今回配付していないが、在庫があれば次回配付したい。また、市ホームページにも掲載しているため、確認いただきたい。現在、庁内の関係部署へ進捗状況の調査を依頼しており、その結果を取りまとめているところである。
- 地域福祉の成果をどのように示すかは、どの自治体でも苦慮している課題である。次回以降、成果指標に対する評価や分析について説明があると思うので、その内容についても意見をいただきたい。

(7) 第六次地域福祉計画の素案（第1章～第3章）について

【説明要旨】（参考「資料10 第六次地域福祉計画素案（第1章～第3章）」）

- 資料6に基づき、事務局説明。

【主な意見等】

- 第1～3章についても、今後の議論を踏まえて修正や加筆を行うことは可能か。
- 可能である。必要に応じて修正したいと考えている。庁内の策定委員会でも検討を進めているため、その意見も踏まえながら進めたい。
- 10ページ「3 高齢者福祉について」の「（1）要支援・要介護認定者数の推移」では、要支援者の増加が顕著と整理されているが、武蔵村山市は要介護認定が厳しく、他市では要介護となる方が要支援となっているケースもあると感じている。数値だけで要支援者が増加していると整理すると、実態を十分に反映しない計画となる可能性がある。
また、14ページ「8 生活困窮について」の「（1）市民なやみごと相談窓口事業の相談人数の推移」についても、相談人数は減少傾向となっているが、実際には悩みを抱える人は増えていると感

じており、相談窓口が十分に機能していない、あるいは相談につながっていない可能性も考えられる。

- 10ページについては、高齢者福祉課に確認し、高齢者福祉計画との整合も図りながら実態を把握したい。数値だけでは判断できない部分もあると考えている。14ページについては、市民なやみごと相談窓口事業は福祉総務課の事業であり、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が増加していたため、その時期と比較すると減少傾向と言える。一方、この数値は実人数であり、継続的な支援が必要なケースは延べ件数で見ると増加している可能性もあることから、実態を踏まえた表現を検討したい。

○ 数値から導かれる解釈と現場の実態には差があり、数値に表れない課題も多い。そのような点についても計画の中で表現する必要がある。現場ではどのように感じているか。

○ 地域包括支援センターでは、ケアプランの作成だけでなく介護予防にも取り組んでいるが、職員数が変わらない中で要支援者数が増加しており、職員の負担が大きくなっている。

15ページの生活保護受給者数は横ばいとなっているが、現場では増えている印象があり、結果に驚いた。社会福祉協議会では、生活保護に至る前の支援としてフードバンク事業を通じた支援が増えていることから、今後は制度の仕組みや課題についても共有しながら検討していきたい。

○ 相談件数だけでなく、それを受け止める支援体制についても充実させる必要がある。市民なやみごと相談窓口の件数だけでは把握できない事例も多いことから、このような場で現場の意見をいただき、計画に反映していきたい。数値には根拠が必要であり限界もあるため、コラムなどを活用して実態を補足する方法も考えられる。

- データに基づくものではないが、生活保護受給者は増えているという実感がある。一方で、受給者の死亡などにより、全体としては横ばいとなっている可能性も考えられる。

○ 市民なやみごと相談窓口の実績だけでは、生活困窮の実態を把握する指標としては限定的であると感じる。

○ どこまで計画に記載するかという点もあり、その整理は難しい課題である。

○ 福祉を支える人材不足や、現場職員の負担増加が大きな課題となっている。人材確保についても計画に位置付けられるのか。

- 人材確保については、引き続き位置付ける予定である。

○ 現場で「増えている」という実感が共有されていることは、専門職が地域住民と多く接している証拠である。地域福祉が進展することで、これまで見えなかった課題が顕在化することはよくある。このような場で現場の実感や課題を共有することは非常に重要であり、引き続き現場で感じていることを積極的に出していきたい。

(8) その他

- 次回の地域福祉計画策定懇談会は、8月28日(金)14時からを予定している。場所は同じさくらホールである。詳細は開催通知でご案内する。

○ 策定懇談会の所要時間は1時間半から2時間の想定でいいか。

- 問題ない。

	4 閉 会 － 以上 －
--	----------------------------